

平成 2 5 年 第 1 0 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 5 年 5 月 2 8 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	松	原	秀	成
委員長職務代理者	尾	上	郁	子
委員	石	井	正	治
委員（教育長）	浅	野	潤	一

事務局	教育推進課長	柴	田	靖	弘
	学務課長	住	田	雅	一
	指導室長兼教育研究所長	松	井	慎	一
	学校施設担当課長	佐	藤	弥	栄
	統括指導主事	浜	田	真	二

書記	教育委員会事務局				
	教育推進課庶務係長	丸	山	継	典
	同 主査	飯	田	常	雄

松原委員長	開 会 時 刻 午後１時 それでは、ただいまから、平成２５年第１０回教育委員会定例会を開催します。本日は１名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔各委員了承〕
委 員 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 〔傍聴人入室〕
委 員 長	日程第１、署名委員を決定します。尾上委員と浅野委員にお願いします。 日程第２、議案の審議にまいります。 初めに、第２４号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを議題とします。第２４号議案は教育に関する予算、条例案について、平成２５年第２回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。 本件は議会に上程される前の予算案、条例案に関することであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は、挙手をお願いします。 〔挙手多数〕
委 員 長	賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 なお、２４号議案については議案が議会に上程された後に、議事録の公開を可能とします。それでは、傍聴人の方は退室願います。 〔〔第２４号議案にかかる審議 政策形成過程終了につき公開〕〕
委 員 長	それでは、第２４号議案を審議いたします。内容について事務局から説明をお願いします。

柴田 教育推進課長	第24号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてでございます。今回の平成25年度江戸川区一般会計補正予算中、教育の事務に関する部分ということでの意見聴取でございます。 まず、教育総務費、下の段の歳出内訳の表をごらんいただきたいと思います。教育総務費の積立金でございます。これは、内容等に記載してございますとおり、木全・手嶋育英事業への指定寄付による基金の積み立てでございます。500万円でございます。 次は、教育指導費の委託料でございます。これは、当初全国学力調査の実施につきまして、当初国では抽出校による全国学力調査を予定しておりましたが、江戸川区としましては全校、悉皆調査を行うということで委託料を計上しておりました。その後、国で悉皆の調査ということに変更になりまして、国からの補助が出たものでございます。当初委託料として組んでいたもの2,341万9,000円を減額補正するものでございます。 続きまして、小・中学校の学校管理費の歳出の増でございます。国の緊急経済対策として理科教育の設備、整備等の国の補助金が、当初予定よりも大きな金額となりました。この補助金の補助率は2分の1ということですので、この補助金を活用し整備を進めるため、増額するものでございます。 内容としましては、理科の教材としてデジタル顕微鏡や人体解剖模型ですとか天体望遠鏡などの備品等の購入に充てていきたいということで、予算を組んでございます。24号議案については、以上でございます。
委 員 長	24号議案につきまして、何かご質問、ご意見等があればお願いします。
石 井 委 員	購入の内容についてお伺いします。天体望遠鏡というようなことがございましたが、これは実際に使うとなると、夜ということになってくると思いますが、どのような使い方をしておりますでしょうか。
住田学務課長	天体望遠鏡につきましては、私も実際に見ているわけではありませんが、中学校にある天文部の活動などで、学校において先生の指導のもとで使っているということだと思います。
委 員 長	全校に天体望遠鏡があるかどうかはわかりませんが、私が実際にしていたのが、秋からの暗くなるのが早い時期に、下校前に星を見られるような位置に天体望遠鏡をセットして、月の表面とか土星とかを見せました。下校までの時間での使用になると思います。

石 井 委 員	その天体望遠鏡を購入の経緯などから逆算して考えますと、補正予算が決まってから、恐らく各校に対して備品購入の希望を聞かれるというようなプロセスがあったと推察されるんですが、その備品購入決定に至るまでの決定はどのように行っていますか。
学 務 課 長	今回の補助金につきましては、対象となる備品、消耗品につきましては、理科教材と算数教材が対象です。これまでもそういった教材の中での重点物品については、１校ごとに、どのくらい保有しているかというのを学務課である程度数字として持っています。教材の保有率が高い学校と低い学校を加味しながら要望をお聞きして、調整を行ったということです。中身についても、学校からある程度優先順位を挙げさせた上で、調整を行っております。
委 員 長	その他いかがでしょうか。
尾 上 委 員	学校によっては随分生徒数が違うように思いますが、その辺りは考慮しているのですか。
学 務 課 長	例えば天体望遠鏡、デジタル顕微鏡、人体解剖模型や電子てんびんなど、今まで要望してきたものが、この補助金を機会に買えるようになったということで、特に学校の規模については考慮せずに、学校の要望を聞きながら、調整していったというようなところではあります。
浅 野 教 育 長	こういう形で国のほうで一定の補正予算を組んで枠組みをつくりましたということがあるわけですけど、それは、必ずしも我々として全部使わなきゃいけないということではありません。これは補助率２分の１ですから、２分の１は区が支出しなければならないものです。 ですから、国から補助金 came から買うというのではなく、必要なものを必要なだけ、いつもよりは補助率がついているという条件の中で買うことができる、精査して買っているということだと思います。
委 員 長	理数教材ということで、恐らく学習指導要領が完全実施になりまして、その中に理数教育が重点項目に入っておりますので、そういう振興計画といいましょうか、そういう中での予算というふうに解釈してよろしいですかね。

教 育 長	そうですね、国としては経済対策的な要素が大きいです。24年度の補正予算のときに100億、25年度の当初予算として30億くらいだったと思います。これは、例年のベースで考えると10倍以上のお金になるそうでありまして、いろいろな条件を整えることはできますけども、経済対策というような要素も入ってはいると思います。
委 員 長	それでは、他にご意見がなければ、第24号議案の意見聴取に対しては、異議なしと決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、異議なしと決定し、区長にその旨、回答いたします。秘密会はここまでといたします。傍聴人の再入室を認めます。 〔傍聴人入室〕
委 員 長	次に、第25号議案、江戸川区文化財の登録及び指定についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	第25号議案、江戸川区文化財の登録及び指定についてでございます。 江戸川区文化財保護審議会に対しまして、江戸川区の指定文化財の登録及び指定について諮問をしていただく案でございます。 別紙の第1号から5号の案件につきましては、江戸川区の文化財として登録または指定すること。そして第6号議案の種別変更について、文化財保護審議会に諮問をするというものでございます。別紙に1号から6号まで、その指定の案件を示させていただいております。 1号から有形文化財の絵画、1、2、3、この3点につきましては、同じ寿昌院の絵画でございます。江戸時代の制作とあり、貴重なものということで、今回文化財の指定をするという案となっております。 4点目及び5点目につきましては、無形文化財・工芸技術ということで、ゆかた染めでございます。この松原孝司さん、そして松原忠さんにつきましては、お亡くなりになりました松原定吉さん、人間国宝の方のお孫さんということでございまして、この技術を引き続き守っていくということで、現在も続けていらっしゃる方です。親御さんにつきましては、既に指定というこ

教育推進課長	とで、無形文化財に指定させていただいておりますが、この後継者ということで、今回挙げさせていただきます。 6番目につきましては、同じく無形文化財・工芸技術でございますけれども、こちらに挙げてございます松原さん、篠原さん、この方々につきましては、既に区の登録無形文化財ということで指定をさせていただいておりますけれども、この技術的に大変重要な技術であるということでございまして、これを登録指定文化財として、指定を種別変更をしたいというものでございます。 以上6点につきまして、教育委員会から文化財保護審議会への諮問ということで、提案でございます。
委 員 長	第25号議案について、何かご質問、ご意見等があればお願いいたします。
石 井 委 員	こういうものは、どなたかが申請されて出てくるものだと思いますが、それぞれどういう方が申請されたかというようなことを教えていただければと思います。
教育推進課長	申請という場合と、文化財保護審議会の委員の方々、そして文化財係が調査をした上で、登録文化財としての指定、登録について協議をして申請する場合があります。ご本人の申請ということだけではありません。
石 井 委 員	それは、本人が申請するということも可能なわけですね。
教育推進課長	はい。
石 井 委 員	今回は、全部が文化財保護審議会の委員の方々が、いってみれば推薦されたという格好のものですか。
教育推進課長	実際に調査いたしまして、それから、その現場も技術も確認をした上で、これは文化財としてふさわしいだろうということでの案でございます。
委 員 長	その他いかがですか。
教 育 長	別紙の1号から5号は登録、または指定することというのが諮問理由ですよ。6号は種別変更についてご審議くださいって書いてあります。

教 育 長	1号から5号が登録または指定するということは、それは審査会のほうで登録案件になるか指定案件になるかということ来判断するという意味ですか。6号は、全部登録から指定に変えてくださいということですか。
教育推進課長	文化財保護条例の中に文化財としては、指定文化財と、登録文化財の2点があります。 この指定文化財につきましては、特に重要なもので、文化財保護ということでの指定でございます。登録文化財というのは、実は昭和55年に江戸川区で条例によりまして、登録文化財の種別をつくりました。広く文化財を保護しようという趣旨でございます。 この種別変更の方々は、今現在は区の登録文化財でございます。特に重要なものということで、今回は指定文化財に変えさせてもらいたいというものです。 1号から5号につきましては、まだ登録もされていないものでございます。ですので、審議会におきまして登録にするのか指定にするのかも含めて、ご審議をいただきたいということになります。
委 員 長	今の教育長からのご質問がありましたけど、1から5と6が種別でいくと、ちょっと意味合いが違うんですけれども、1から5については今回初めての申請ということでいいですか。
教育推進課長	はい、そうです。
委 員 長	いかがでしょうか。 それでは、特にご意見等がございませんので、原案のとおり決定といたします。よろしくお願いいたします。 次に、第26号議案、2013えどがわ自然学校in鶴岡に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	第26号議案、2013えどがわ自然学校in鶴岡に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。本件につきましては4回目の事業でございます。過去、教育委員会の後援の名義を使用してございます。内容は同じでございますが、ここで4年ほど間隔があきましたので、改めて議案として提出させていただきました。

教育推進課長	前は平成22年9月に実施したものでございます。主催はえどがわエコセンターでございます。今現在、共催として江戸川区、そして鶴岡市の申請をしているというところでございます。平成25年7月26日から28日の2泊3日で開催するというものでございます。友好都市であります鶴岡市をフィールドといたしまして、自然体験、そして農業体験を通じまして、水、食、命の大切さを学び、環境教育に取り組む、そういった意識を反映をするといった事業でございます。 プログラムは農家体験、それから羽黒山での杉並木の散策、これには山伏1名が同行して解説をするというようなことも聞いています。また、海の生き物探し、地びき網体験ですとか、水産試験場の見学といった内容になっています。小学校3年生以上、保護者と同伴で20組、40名を対象としております。ちなみに、平成22年前回は、同じく20組40名が参加をしているものであります。 参加費としまして、お子さんが2万2,500円、大人が2万7,500円。往復は大型バスで移動でございます。概要につきましては、以上です。
尾上委員	保護者含めて40人、20組という数ですね、これは大体人数的にはどのぐらいの応募があって20組が参加しているのですか。3年前の状況はどうでしょうか。
教育推進長	前回の実績は、参加者数は聞いておりますが、応募者数までは把握しておりません。大型バス1台での移動ということで、定員を40名というふうに設定をしているというふうには聞いてございます。 実は、この3年ほど間があきましたけれども、好評の中で、なかなか鶴岡市さんとの調整ができなかったので、中断してしまったということだったそうです。エコセンターとして、有意義な事業でありましたので、もう一度やろうということで鶴岡市と協議をしまして、今回の実施に至ったというふうに聞いてございます。
石井委員	来年度以降も40人に対してどのぐらいの応募があって、例えば江戸川区、どういう地域の人に参加しているのかと、江戸川区全体にいつているのか、そうではないのかというようなことも含めて、報告を出していただければと思います。
教育推進課長	この事業が終了いたしますと主催者から結果報告を提出していただくこと

教育推進課長	になっておりますので、またお知らせできるかと思います。
石 井 委 員	企画書の最後、あるいは申請書でいきますと、地球温暖化や環境問題に取り組む意識ということがあります。そのような企画はないような気がしますが、その辺はどうでしょうか。
教育推進課長	エコセンターという主催者としては、こういった地球温暖化も含めて活動内容として取り組んでいるわけですが、確かにこの企画書の内容からすると、農業体験、そして海、それから山ということは、この体験の中から感じられると思うんですが、そこから直接地球温暖化というキーワードはなかなか難しいのかなというふうに思います。
委 員 長	その他よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、他になれば、第２６号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第２７号議案、中学校選択制における「通学区域外からの受入れ可能数」の表記方法の変更についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
学 務 課 長	それでは、議案について説明をさせていただきます。 最初に、江戸川区学校選択制の改善についてですが、平成２３年度に学校選択制の検討会を立ち上げまして、学校選択制についての討議をしていただきました。その中で、結論として学校選択制については制度を改善して継続をしていくということになりました。そこで、選択制についての改善策を幾つか盛り込んだ上で、現在ホームページにも載せているところです。 ２５年度入学から実施という部分については、既に改善済みですが、中学校選択制の通学区域外からの受け入れ可能数の３段階化については、平成２６年度入学から実施するため、今回お諮りをするものです。

学 務 課 長	現行では通学区域外からの受け入れ人数を１校あたり３０人程度としているところを、小学校の選択制と同じように３段階の受け入れ可能数を設定することで、実情に合わせていくというところが、変更内容ということになります。 小学校と同じような形での３段階に表記するとすると、学区域外から受け入れができない学校、１５人程度、３０人程度ということになります。しかしながら、中学校の場合、私立中学校の受験者の結果によって、受け入れ可能数がかなり大きく変動するということが、最終的な受け入れ数がゼロとなってしまう可能性も残ります。そこで、受け入れができない学校、０～１０人程度、０～３０人程度の３段階ということで、受け入れ可能数の表記を変更させていただきたいということであります。 ここでご審議をいただいた後に、各中学校と来年度の受け入れ数を調整、決定した上で、中学校選択制のリーフレットについて、作成していきたいと考えているところであります。説明は以上でございます。
委 員 長	今の件につきまして、何かご質問、ご意見があれば、お願いします。
石 井 委 員	日本語として、０～３０人程度といった場合、どう多く見ても４０人、５０人は入ってこないだろうと思います。来年度どうなるかはわかりませんが、例えば中学校でいうと二つの学校が１００人以上入っているということが、もし来年も続きそうだとということでしたらば、表記を０～３０人程度とするのは、言葉の上で少し問題があるように感じます。
学 務 課 長	昨年度配布した「平成２５年度入学 中学校選択制のご案内」の７ページに、２４年度入学の中学校選択制希望調査結果をお示ししています。それぞれの学校に対してが通学区域内からの希望者数、これは通学区域内で既に住所がある方なので、この方が希望すれば全員入れるというような形になります。については、通学区域外からの希望者数ということで、これはどのくらい希望があったかというのを前年の結果としてお示しをされていて、それでとの合計数を出しています。 そして、少し色が濃い１９校については、学校の受け入れ可能数を超えたものですから、抽選を実施した学校ということですから。学校を選ぶにあたって、例えば１００人以上の希望があった学校については、かなり希望が多い学校であるといったところを、お示ししている表ということになります。 今回、受け入れ可能数の表記を、０～１０人程度や０～３０人程度という

学 務 課 長	ように変更したいと考えておりますが、現実には、いろいろな調整の中で、結果として30人を超えて受け入れができるような学校も出ておりますし、全く受け入れができない学校も出てきています。これは、中学校選択制のリーフレットを刷るのが7月ぐらいですから、学校側も来年度の教室の使い方がはっきりしない中で、受け入れ可能数をお示ししているということも影響しております。そこで、中学校選択制のリーフレットの表記をある程度幅を持たせた表記に変更してはどうかということで、挙げさせていただいたということでもあります。
委 員 長	小学校の場合は25人程度、10人程度、区域外からできない学校という形でいいと思います。小学校の場合には、私立に抜けるということは余りないと思います。しかし、中学校の場合には、私立中学校の合格状況については読めないですね。その辺はどうですか。
学 務 課 長	中学校の選択制では、当初から一律30人程度という表記になっておりましたが、区域内の生徒数が多い学校については、最初から受け入れができないという実態がありました。そこで、検討会の中で、小学校のような3段階制に中学校も改善したらどうかということで、改善策の中の1項目として載ってきていたということでもあります。 今回、中学校選択制の通学区域外からの受け入れ可能数を3段階化したしますが、中学校選択制の場合は変動幅が大きいことから、0～10人程度や0～30人程度というように幅を持たせた表記での3段階化にさせていただきたいということでもあります。
尾 上 委 員	親の感覚でいうと、0～30人程度という表示を見たとき、ちょっと、すっと入らないような感じしますよね。もちろんそういう受験の関係で、人数枠がはっきりしないということが当然あり得ますけども、何かしらコメントを入れることで案内できるのではないのでしょうか。意味はわからないわけじゃないですけども。この表記の仕方はどうでしょうか。
学 務 課 長	例えば、受け入れができない学校と10人程度、30人程度という中で、注意書きとして私立校の受験結果等によって受け入れができない場合もありますというような表記を、一覧表の下などに表示するというほうがよろしいですか。

尾 上 委 員	私は、そのほうがわかりやすいと思います。
石 井 委 員	私もただし書きがあればわかると思います。０～１０人程度とか０～３０人程度ではなく、１０人程度、３０人程度の方向で、ただし書きをわかりやすくしっかり書くということをお願いしたいと思います。
教 育 長	申し込む際の判断材料ですので、どのくらい受け入れられるかということですね。受入れができない場合もあり得るということを表記しておいた上で、１５人程度とか３０人程度ということでもいいのではないのでしょうか。
石 井 委 員	学校を選ぶ側としましては、これまでの実績といいましょうか、どのくらい学外から受け入れているのかというようなデータもあると、判断材料になるのではないかと思います。いかがでしょうか。
学 務 課 長	受け入れ可能数が毎年一定していればいいんですけども、実際には年度によっては受け入れが大きくできる学校や受け入れを全くできない学校があります。反対に誤解を生む可能性があるため、希望者数だけを載せているというような経緯があります。
委 員 長	中学校の場合、私立中学校の影響もあり本当に難しいと思いますが、３段階の表記につきましては、１０人程度や３０人程度とし、ただし書きをつけるということで、混乱は起きないと思います。
学 務 課 長	ただし書きをつけた上で「０～」という部分を取って３段階化を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。
委 員 長	その他、よろしいでしょうか。 それでは、第２７号議案については、ただいまのとおり一部修正のうえ、決定としてよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、そのように決定いたします。 次に、第２８号議案、平成２５年度学校評議員の委嘱についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

松井指導室長	平成２５年度学校評議員の委嘱について議案を提出します。学校評議員につきましては、各学校長、園長が学校経営の改善に向けて学校評議員の意見をもとに、また学校の運営状況を学校評議員に知らせることにより、円滑な学校運営を行うということを目的として設置したものです。 学校評議員につきましては、教育に関する理解と見識を有するものと認められる者のうち、校長の推薦に基づき江戸川区教育委員会が委嘱するものでございます。学校評議員の定数は各学校５名程度となっておりますが、資料にお示ししたとおり、４月末各学校から推薦された評議員につきましてまとめたものを、資料としてお示しいたしました。評議員の役職の内訳としましては、町会長、自治会長、保護司、すくすくスクール、学校応援団、またその他ということで学識経験者等が入っております。 評議員につきましては１年間を任期としますが、再任を妨げないということになっておりまして、新規委嘱委員が幼・小・中合わせて８３名、継続の委員が６４０名ということになってございます。各学校、各園ごとの具体的な評議員の名簿につきましては、以下学校名ごとにお示ししたとおりでございます。よろしくお願いいたします。
委 員 長	それでは、２８号議案につきまして、何かご意見、ご質問あれば、お願いいたします。
石 井 委 員	学校評議員の人数というのは、何か規定があるのでしょうか。
指 導 室 長	要綱には、各学校５名程度ということで示してありますが、それよりも多い状況になっております。
尾 上 委 員	評議員さんというのは、校長先生からのご依頼で評議されるわけですね。
指 導 室 長	推薦や会議の招集等も含めて、校長の依頼に基づき行われるところでございます。
委 員 長	評議員の研修会を行っていると思いますが、年何回ぐらい実施していますか。
指 導 室 長	年１回、指導室で行っております。

指 導 室 長	ちなみに昨年度は7月13日に行われておりますが、例年夏頃に実施しております。
尾 上 委 員	研修会には、評議員の方々は大半参加してくださる状況でしょうか。
指 導 室 長	200名規模の会場を予定していますので、各校2名程度ということで、ご案内しております。
委 員 長	その他、いかがでしょうか。 それでは、他になれば、第28号議案は、この原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第29号議案、施設整備計画の事後評価についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
佐藤 学校施設担当 課長	第29号議案、施設整備計画の事後評価についてでございます。学校の施設整備につきましては、国の学校施設環境改善交付金というものをいただいて、実施をしているところがあります。 その交付金をいただく要件といたしまして、施設整備計画を策定しまして、それに基づいて行うということが定められているところであります。その所見が終わった後に、その整備計画の事後評価を行うと同時に、それを公表して、最終的に東京都の教育委員会を経由して、国のほうに提出するという流れになってございます。 7ページをごらんいただきたいと思います。7ページが施設整備計画となっておりますけども、こちらの計画スタンスとしましては、平成23年度から24年度の2カ年度の計画を定めさせていただいているところであります。これに基づきまして、施設の整備を行っていたところでございます。 今回23年度、24年度の施設整備計画の事後評価のシートを作成させていただいております。これは大きく分けまして、 から というふうになっておりますけども、まず の地震、津波等の災害に備えるための整備ということでございますが、これにつきましては、達成状況としては計画どおり実施できたということでございます。

学校施設担当 課長	所見のところをごらんいただきたいと思います。学校の老朽化対策として、これは松江小学校の部分になりますけれども、平成２３年度から始まりました改築事業について、松江小学校の校舎、屋内運動場の改築事業が平成２４年度に終了したところであります。平成２５年度については校庭整備を行いまして、学校全体の改築事業が完了予定ということになってございます。 また、平成２４年度から船堀小学校で第二葛西小学校の改築事業も始まっているところであります。平成２５年度も引き続き事業を行って、年度内に建物は完成して、利用を開始する予定であります。改築事業につきましては、引き続き該当する学校、地域住民と十分な話し合いを行いながら事業を進めていくということでございます。 耐震補強工事につきましては、平成７・８年に実施しました耐震診断の結果を踏まえて、耐震補強工事が必要と判断された建物について、計画的に工事を実施しております。平成２２年度に一通り、この耐震目標などについては終了したところでありますけれども、さらなる耐震性の確保を図るために、平成３年基準の耐震診断より前に耐震補強工事を実施した建物を対象に再診断を行いまして、耐震補強が必要な校舎、更なる耐震補強が必要な校舎、屋内運動場の１８棟について工事を実施したところであります。更なる耐震化については、必要により平成２７年度までに実施する予定であります。 防犯対策など安全性の確保を図る整備という項目がありますけれども、こちらの達成状況であります。計画したが一部実施できなかったという評価となっております。西一之江小学校、下鎌田小学校の屋内運動場の壁がコンクリートブロックであったため、地震が発生した際、崩壊する可能性もあるというところで、このため、これを撤去しまして、改修工事を行ったというところであります。 また、二之江第二小学校、江戸川小学校、上小岩小学校で校舎内の防火戸及び避難経路について、建築基準法等に適合していないところがありましたので、これは建築基準法に適合させるための工事を行ってきたところであります。他にも同様の学校、建物があるところもありまして、優先順位の高い建物から順次計画的に改修を行っているところであります。施設面の安全を確保する予定でございます。 この でありますけれども、評価として計画したが、一部実施できなかったというところがありますが、実施できなかった工事が一部東日本大震災の影響もあろうかと思いますが、契約の部分で不調になったところもございまして、これにつきましては平成２５年度に実施する予定でございます。
----------------------	---

学校施設担当 課長	続きまして、 の教育環境の質的な向上を図る整備でありますけども、これも達成状況としては計画したが、一部実施できなかったという評価をさせていただきます。 所見でありますけども、本区では学校数が多いことから、おおむね30年を経過したトイレ等を対象に改修工事を計画的に進めてきたところであります。計画期間中、23年度、24年度につきましては9校の小・中学校で事業を実施したところであります。本事業については、平成25年度以降も順次計画的に推進していく予定であります。 また、松江小学校では改築事業に合わせて太陽光発電設備の設置を行っているところであります。同設備は環境問題に配慮したエコスクール化の一環ということでありまして、また学校の施設につきましては、災害時避難所になることから、必要な設備と考えておりまして、今後も改築にあわせて、この部分については整備を進めていく予定であるというふうにさせていただきました。 最後の でありますけども、施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備ということで、これにつきましては達成状況としては、計画どおり実施できたというふうにさせていただきます。 所見の欄でありますけども、松江小学校の水泳プール事業、単独校の調理室事業になりますけども、調理室の事業については、学校の全面改築の一環としまして平成23年度から24年度に整備を行ったところであります。 また、船堀小と第二葛西小学校の同2事業につきましては、平成24年度の1期工事のほうは予定どおり終了しております。平成25年度の2期工事でも事業完成する予定だということにさせていただきます。 事業評価の時期でありますけども、本日は教育委員さんの皆さんに、こちらの事後評価のほうをお諮りいただきまして、その後に本区のホームページのほうで、これにつきましては公表してまいりたいと思います。合わせて国のほうにも、東京都を経由して、こちらの事後評価シートという形で提出させていただきます。 事後評価の総合所見及び今後の施設整備計画への反映等でありますけども、本区では区立小学校、中学校106校のうち3分の2に当たる約70校が平成38年度まで15年間に築50年以上になるということでありまして、その老朽化の部分に伴う改築工事を計画的に進めていく予定であります。 また、改築事業に合わせた単独校の調理場、水泳プール、太陽光発電設備等の事業を効率的に進めていく予定です。耐震補強工事につきましては、平成22年度で全校終了しておりますけども、震災時には地域住民の方の避難
----------------------	--

学校施設担当 課長	所になるということからも、更なる耐震性の確保に努めてまいりたいと思っております。平成３年基準の耐震診断より前に耐震補強工事を実施した建物について耐震診断を行いまして、耐震性が更なる確保が必要な部分につきましては、平成２７年度までに耐震補強工事を実施していく予定でございます。 既存学校施設につきましては、生徒・児童の安全・安心を第一に考えて、必要な大規模改修事業を計画的に行う予定であります。第２９号議案については、以上であります。
委 員 長	それでは、ご質問、ご意見等があれば、お願いいたします。
石 井 委 員	所見についての意見になろうかと思うんですが、一つには、計画がどこまで達成できたかという意味合いでの所見と、それから整備に対しての目標が設定されている、その目標に対してどれだけ達成状況があるかという２種類のことがあろうかと思うんです。 例えば、防犯対策については、計画していたものが全て達成できていたわけではないという理解でよろしいですか。
学校施設担当 課長	この事後評価シートは定められた様式がございまして、最終的にできたのかできなかったのかという評価しているところがあります。実際にやったかやらなかったかというところだと、先ほどの と のところで計画したが、一部実施できなかったというところではありますが、これはそれぞれ１件、契約の部分で不調になったため、２５年度にずれ込んだという状況であり、このような表現になっております。しかしながら、実際のところはおおむね計画どおり実施できたというところでございます。
石 井 委 員	そうであるならば、できなかった１件については、その理由は表記されていますか。
学校施設担当 課長	実は一番最後のところになりますけども、６ページにできなかった理由を含めて表記されているところであります。
石 井 委 員	わかりました。しかし、これをホームページで公開するというときに、まずどこを読むかということ、例えば所見欄を読むということで理解しようとするはずです。 そうだとすると、所見のところでは改めて全体の要約といいましょうか、そ

石 井 委 員	ういものがないされているほうが親切かなと思います。
委 員 長	それでは、所見のところで実施できなかった理由などを表記するという ことをお願いします。 ホームページに公表するのは総括表だけですか、個別表も公表しますか。
学校施設担当 課長	総括表及び個別表を公表いたします。
委 員 長	ここに表記されていない学校の親御さんがこれを見たときに、個別表の中 から子どもが通っている学校の施設の整備状況を確認できるということ でいいですか。
学校施設担当 課長	これはあくまでも２３年度、２４年度に計画した施設整備計画の達成状況 ということになります。２５年度の計画自体がこの表には入っていないとい うところもございます。
委 員 長	その他で、よろしいでしょうか。 それでは、第２９号議案については、一部修正のうえ決定としてよろしい でしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、そのとおり決定いたします。 次に、日程第３、教育関係事務報告に入ります。事務局からお願いします。
指 導 室 長	今年度のチャレンジ・ザ・ドリーム実施校についてご報告をさせていただきます。 ６月６日から始まる松江第六中学校を皮切りに、１学期１校、２学 期１５校、３学期１７校、全３３校が連続する５日間職場体験等を行うとい うものでございます。
指 導 室 長	平成１７年度より実施しており、継続した取り組みとなっておりまして、 今年度の３月２６日に全ての学校の授業が終わった段階で報告会を予定して おります。以上、報告させていただきます。
委 員 長	今の件で何かご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

尾 上 委 員	協力してくださる商店、工場等々というのは、今年度もう抽出されて、進めていらっしゃるという状況ですか。
指 導 室 長	大体安定したリストがございますので、指導室から各学校に紹介をして、実際には各学校がその事業所とやりとりをしながら決定していくことになっております。
委 員 長	よろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、ただいまの報告事項を了承といたします。 以上をもちまして、平成２５年第１０回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後２時２９分